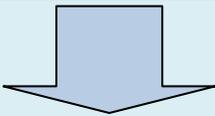


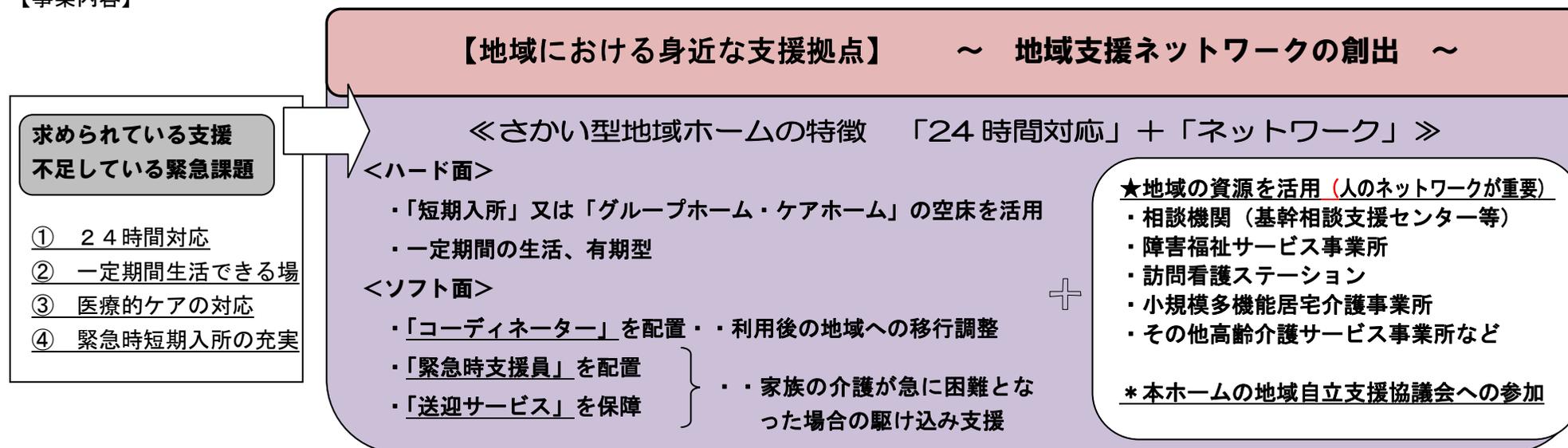
「障害者の暮らしの場あり方検討」 議論集約 (事務局作成)

| 検討会での共通認識、ニーズや課題 | 検討会での意見において、今後、議論が必要と思われる点 |
|--|---|
| <p>● 多様な暮らし 一人暮らし、グループホーム・ケアホームでの生活、家族との同居など、多様な暮らしの場があり、これらを支援する仕組みづくり (障害者の権利擁護を中心に置く)</p> <p>● 重度の障害者でも地域で暮らせる仕組み 重度とあわせて、高齢化に対応できる仕組み</p> <p>● 家族介護からの脱却 親亡き後の生活支援、親や家族介護からの早期の自立</p> | <p>ア 入所施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堺市は、社会資源として入所施設が少ない ・ 医療的ケア、24時間の支援体制やきめ細やかな支援を期待 ・ 当面、親等から離し入所施設で自立に向けた支援をするのが現実的 ・ 小人数になじめない障害者に対して集団の場を提供 ・ 職員の質の向上についても職員集団としての研鑽の場になる <p>イ 拠点施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所機能があり、地域の在宅支援が可能な施設、24時間対応、緊急対応、一定期間の生活の場、医療的ケアなどの在宅支援を期待 ・ 在宅支援を行うには、人材をストックできる一定の規模（現行制度における入所施設の定員基準は30人以上）が必要 <p>○ 上記、ア、イに対して次のような意見あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の入所施設には、医療的ケア、24時間支援体制が不十分 ・ 現行の入所施設には在宅支援機能はない ・ 入所施設ではなく、地域で支援の仕組みをつくれればよい ・ 暮らしの場として適正な規模とは？ 例えば一家族であれば5~6人程度ではないか |
|  | |
| 必要な支援・サービス | |
| <p>① 24時間対応 特に相談機能が重要、緊急対応ができること</p> <p>② 一定期間生活できる場 緊急対応から一定期間生活ができ、その間に次の支援につなぐ機能等のコーディネート機能が重要</p> <p>③ 医療的ケアの対応 看護師派遣など</p> <p>④ 短期入所の充実 緊急対応、医療的ケア、緊急対応から一定期間生活ができ、その間に次の支援につなぐ機能</p> | |

『さかい型地域ホーム』の創設

(「障害者の暮らしの場あり方検討会」を受けての事務局案)

【事業内容】



【事業のポイント】

1 一体的な支援を実施するための体制を整備

- サポートのキーとなる「短期入所」又は「グループホーム・ケアホーム」に、「コーディネーター」及び「緊急時支援員」を配置
なお、一体的に体制を整備できる場合は、同一の施設でなくても事業化を可能とする。
- 地域の中に埋もれて誰の支援も受けないで家族だけで必死に頑張っている人達が、身近なところで駆け込めることができるような場所
- 緊急時の看護師の派遣等の医療的ケアについては、訪問看護ステーション等との連携で対応
- 障害福祉サービス事業所に限らず、小規模多機能居宅介護事業所や介護保険デイサービス事業所の基準該当事業所登録により活用
- 地域自立支援協議会へ参画しながら、人のネットワークを広げ、共に今後の暮らしの場のあり方を検証していく。

2 グループホームの有期利用

- 一定期間生活できる場や短期入所の創設整備を検討すると、現行制度では、グループホームに空床利用で短期入所を合わせて実施
- 暮らしの場に他の事業所を併設することは、障害者の地域生活の確立を阻害する場合もあり、一定期間の有期利用に限定
- 本来の長期利用者の入居者とお互いに顔をあわせなくても済むようなハード面を確保

【今後に向けてのポイント】

1 有期利用から在宅に向けた支援

- 一定期間の利用を終えた方が、次の生活の場に向けて、支援を繋げていくコーディネーターと、国制度上のグループホーム等の整備が必要

2 整備目標等

- 本施設を拠点とした地域の支援ネットワークから、小学校区のエリアが想定
- 95校区への整備を目標とし、当面、小規模モデルを数カ所より実施。
- 将来的には、障害者に限らず地域の見守り拠点、災害時の緊急対応などの機能等を備えた事業展開を検討